

令和5年度

介護保険サービス事業者等
集団指導



★報酬改定継続指導及び国制度改正 (令和6年4月1日からは義務化)

1. ハラスメント対策(すでに義務化)
2. 業務継続計画について
3. 感染症及びまん延防止のための対策
4. 高齢者虐待の防止
5. 認知症介護基礎研修について

1. ハラスメント対策

地域包括ケアシステムを構築していく上で、介護人材の確保は重要な課題であり、

ハラスメント対策を含む職場環境、労働改善を図っていくこと が求められています。

- ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

1. ハラスメント対策

☆サービス提供困難事例に対する対応について

基本的には、利用者保護の観点から、各介護サービス施設・事業所は、正当な理由なくサービスを拒んではならないこととされています。

正当な理由があり、サービス提供が困難であると判断した場合においても、居宅介護支援事業所への連絡、他の適切な事業所を紹介する等措置を講じる必要があります。

2. 業務継続計画について(BCP)

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものです。昨今、地震や水害などの大規模災害の発生、感染症の流行がみられますが、業務を継続していくために、平常時から体制を構築していくことが重要です。

大きくはこの2点が求められています。



- ①業務継続計画の策定(感染症発生時及び災害発生時)
- ②研修の実施及び訓練(シミュレーション)を行う

業務継続計画作成のポイント

- (1) 災害発生時： 正確な情報集約と判断ができる体制を構築
感染症発生時：施設・事業所内を含めた担当者との情報共有と役割分担、
判断ができる体制の構築

- (2) 災害発生時： 自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、
同時にその対策を準備
感染症発生時：感染(疑い)者が発生した場合の対応

- (3) 職員の確保

業務継続計画作成のポイント

(4) 業務優先順位の整理

(5) 計画を実行できるように普段からの周知・研修・訓練をすること

業務継続計画に記載が必要な項目

① 感染症に係る業務継続計画

- ▶ 平時からの備え
(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保 等)
- ▶ 初動対応
- ▶ 感染拡大防止体制の確立
(保健所との連携、感染の疑いがある者への対応、関係者との情報共有等)

② 災害に係る業務継続計画

- ▶ 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ▶ 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ▶ 他施設及び地域との連携

3. 感染症及びまん延防止のための対策

(1) 対策を検討する委員会の開催

○ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を指します。

○ 委員会の役割

- ・ 施設の課題を集約、感染対策の方針、計画を定め実践する
- ・ 問題の把握、意識共有・解決
- ・ 委員会の内容の周知

○ 感染対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業者に対し、周知徹底を図ることが義務化されます。

3.感染症及びまん延防止のための対策

(2) 指針の策定（平常時の対策及び発生時の対応）

○平常時の対策

- ・ 事業所内の環境の整備、事業所内の清掃、嘔吐物、排泄物等の処理方法、利用者の健康管理の記録、手洗いなどのケアにかかる感染対策

○発生時の対応

- ・ 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、関係機関との連携、行政への報告

3.感染症及びまん延防止のための対策

(3) 研修及び訓練の実施

- 従業者への研修及び訓練の定期的な実施が義務化されます。
- 新規採用時には研修を実施することが望ましい。
- 訓練は、研修教材等を活用など実施手法は問いませんが、実地での訓練を適切に組み合わせてください。
(定期的な教育及び訓練)

4. 高齢者虐待の防止

(1) 対策を検討する委員会の開催

- 事業所における対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を指します。

☆委員会での検討事項

- ・ 委員会、その他の組織に関すること
 - ・ 指針の整備に関すること
 - ・ 職員研修の内容に関すること
 - ・ 従業者が相談報告できる体制整備
 - ・ 虐待を把握した場合の市への通報、適正に行われるための方法
 - ・ 発生原因等の分析から得られる再発防止策
 - ・ 再発防止策を講じた際の効果・評価に関すること
- 虐待防止検討委員会の定期的な開催及び、虐待に対する体制、虐待等再発防止策を従業者に周知徹底を図ることが義務化されます。

4. 高齢者虐待の防止

(2) 指針の整備

「指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- その他虐待の防止の推進のために必要な事項

4. 高齢者虐待の防止

(3) 研修及び訓練の実施(定期的な教育及び訓練)

- ・ 従業者への研修及び訓練の定期的な実施が義務化されます。
- ・ 新規採用時には研修を実施することが重要である。

(4) 担当者の設置

- ・ (1) から (3) の措置を適切に実施するため、専任の担当者が必要です。

5. 認知症介護基礎研修について

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。
- 当該研修の受講の詳細については、掲載した大阪府のホームページのとおりです。
(参考：掲載した大阪府のホームページ)
- <https://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/ninnshishou-gyakutai/kiso.html>